

令和8年秋季全国火災予防運動

実施期間：令和8年11月9日（月）～11月15日（日）

防火標語：『火の確認 いい日を支える いい習慣』



（写真提供：一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会）

令和8年秋季火災予防運動

令和8年11月9日（月）から15日（日）までの7日間にわたり、令和8年秋季火災予防運動が全国的に実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施するものです。

運動期間中の推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 林野火災予防対策の推進
- (3) 住宅防火対策の推進
- (4) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- (6) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (7) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化
- (8) 放火火災防止対策の推進
- (9) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底



週間中の取組

火災予防運動では、期間中に掲げる重点目標に向けた取組として、「住宅防火 いのちを守る 10のポイントー4つの習慣・6つの対策ー」、「あぜ焼き・草焼きの注意喚起」及び「住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理」について積極的に広報し、住宅における防火安全対策を進めるとともに、事業所での防火安全対策やあぜ焼きなどからの火災を予防するための対策を推進します。

また、関係機関、関係団体、事業所、自治組織及び地域住民等とも連携し、それぞれの立場においてこの運動を積極的に展開し、火災及び災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。

事業所の方へ



1 防火安全対策の徹底

事業所における火災は一般住宅と比べ、甚大な被害が予想されます。

『慣れ』や『油断』が火災を招くということを忘れずに、日頃から火災予防を心掛け、事業所を自分たちの手で守るために、次のことを徹底しましょう。

(1) 避難経路の管理



- ☐ 避難口、避難経路を事業所全体で周知する。
- ☐ 災害時の避難誘導の役割を分担しておく。
- ☐ 避難口、避難経路付近に物が置かれたままになっていないか。



(2) 火気・設備の管理



- ☐ 火気の取扱管理は徹底できているか。
- ☐ 危険物の管理状態は適切か（転落防止措置など）。
- ☐ 設備等の故障はないか。定期的な点検を実施しているか。



(3) 消防訓練



- ☐ 消防訓練を計画的に実施しているか。
- ☐ 日時、場所、内容等、事前の計画に沿って実施できているか。
- ☐ 通報訓練は適切に行えているか。
- ☐ 地震に対応した訓練を実施しているか。



(4) 消防用設備等点検



- ☐ 消防用設備等の周囲は整理されているか。
- ☐ 消防用設備等の取扱方法が周知されているか。
- ☐ 日々の点検及び、業者による点検を定期的の実施しているか。



消防用設備等点検報告制度

◆点検の種類と期間

機器点検・・・6か月に1回

総合点検・・・1年に1回

◆点検防火対象物区分及び報告期間（消防署長への報告が義務）

- ・特定防火対象物 1年に1回（例）旅館、病院、社会福祉施設、飲食店、店舗など
- ・非特定防火対象物 3年に1回（例）工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など

◆点検資格者による点検が必要な防火対象物

- ① 延べ面積1,000平方メートル以上の防火対象物
- ② 地階又は3階以上の階に特定用途（旅館、病院、飲食店、店舗など）があり、かつ、階段が屋内に1つしかないもの（屋外階段等があれば対象外）

※ 上記以外の防火対象物については、当該防火対象物の関係者が点検をすることができます。

報告を怠ると・・・罰則あり！

町内会・自治会の方へ

1 自主防災意識を高めるために

- (1) 自分の生命や財産は自分で守る。
- (2) 自分たちの地域は自分たちで守る。

これが自主防災の基本です。家庭内・町内会・自治会等で火災予防について考える機会を設け、いざという時にお互いが協力し、助け合う準備をしておきましょう。



2 放火火災に対する地域対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、住民一人一人が積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、地域一体となって放火火災に対する対応力を向上させる必要があります。地域全体の安心・安全な環境の確保に向けた日頃からの取組が大切です。

3 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理の必要性

住宅用火災警報器の設置が義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れています。各地域から住宅火災による被害をださないためにも、未設置世帯に対する設置の働きかけに、ご協力をお願いします。

また、火災警報器は、古くなると電子部分の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなる恐れが高まります。10年を目安に交換しましょう！



4 寝たばこ注意！

住宅火災による死者数を発火源別に見たとき、最も多いのがたばこであり、なかでも寝たばこによる死者が多く発生しています。寝たばこ火災を防ぐために、次のことを守りましょう。

- ・ふとんの中で吸わないこと。
- ・灰皿には水を入れておくこと。
- ・消えたかどうか絶対確認をすること。



5 住宅防火 いのちを守る10のポイント

住宅火災による死者の半数以上は高齢者の方で、高齢化の進展に伴い、今後ますます増加するおそれがあります。住宅火災による死者の発生防止対策として、「いのちを守る10のポイント —4つの習慣・6つの対策—」について、各家庭、各地域に浸透するよう、ご協力をお願いします。

6 あぜ焼き・草焼きからの火災予防

あぜ焼き・草焼きの火が山林に延焼し山火事や、住宅に延焼することがあります。また、高齢者が一人であぜ焼きを行っていたところ、火災が大きくなり死亡するといったケースも発生しています。

あぜ焼き、草焼きの火災は、火入れしている人たちの慣れや慢心が一番の発生原因だと言えます。あぜ焼きなどをされる場合は、風の状態や周囲の状況などに十分注意し、火災を出さないようにしましょう！

火災警報・林野火災注意報の発令と火の使用制限について

火災が発生しやすい気象条件に達した場合は、「火災警報」や「林野火災注意報」を発令し、発令中の「屋外における裸火で火の粉が飛散する行為」を制限することで林野火災の予防に努めることになりました。

区分	火災警報 消防法第22条	林野火災注意報 火災予防条例第29条の8
発令指標	次の全ての条件を満たした場合 ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下 ② 乾燥注意報が発令されている場合 ③ 強風注意報が発令されている場合 ④ 消防長が定める場所で7mを超える風速が観測される場合 ※上記に加え、当日の気象状況を考慮し発令の判断をします（林野火災注意報も同じ）。	左記の①及び②の条件を満たした場合
発令地域	北はりま消防組合が管轄する西脇市・加西市・加東市・多可町に対し、市町ごとに発令します。	
周知方法	北はりま消防組合ホームページ、消防職員による巡回広報 市町からの広報（例）防災行政無線、防災ネット、かさいライフナビなど	
火の使用 制限対象	以下の火の使用の制限に従わなければなりません。 ① 山林、原野等において火入れをしないこと。 ② 屋外において、花火（がん具用を含む。）を行わないこと。 ③ 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。 ④ 屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。 ⑤ 屋外において、たばこの吸がらや灰を始末する際は、火が確実に消えていることを確認すること。	左記の 火の使用の制限に従うよう努めなければなりません。
解除基準	発令指標に該当しなくなったとき	
罰 則	30万円以下の罰金又は拘留 （消防法第44条第18号）	罰則はありません。

「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象



- ※1 野焼きやあぜ焼きは原則禁止されています。農業又は林業を営む上でやむを得ないとした場合においても、制限の対象となります。
- ※2 伝統行事や地域行事であっても、裸火で火の粉が飛散する行為は、制限の対象となります。
- ※3 火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等（バーベキュー台、七輪、ガス器具など）を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象とはなりません。

制限の対象とならないものの例 ※3



火の使用制限の対象となる行為を計画されている皆様へ

- 「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等」の届出をされている場合でも、火の使用の制限の対象となります。
- 「火災警報」又は「林野火災注意報」は、1日3回（9時ごろ・13時ごろ・18時ごろ）発令の可否を決定し、ホームページに掲載します。
※火災予防上危険と判断された場合は、これ以外に発令されることもあります。
- 火災警報等が発令されている場合は、日程を変更するなど火の使用の制限にご協力をお願いします。



北はりま消防組合
ホームページ

お問い合わせは、北はりま消防本部消防予防課まで ☎0795-27-8122 mail: fd.yobo@kitaharima119.net



いのちを守る

10のポイント

4つの習慣



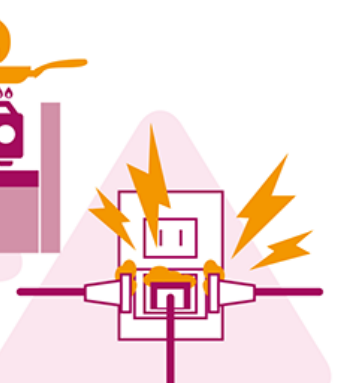
1 寝たばこは絶対にしない、させない



2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

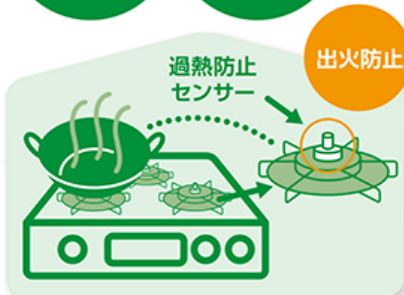


3 こんろを使うときは火のそばを離れない

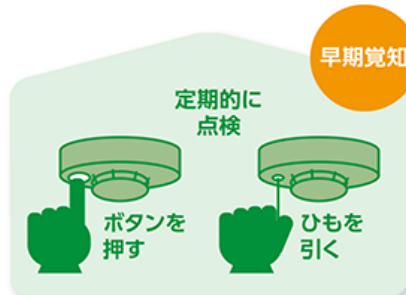


4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



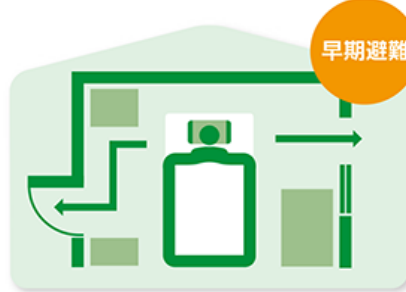
2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

死者の発生した住宅火災の主な原因は、**たばこ、ストーブ、こんろ**です。
これらの火災を起こさないために「4つの習慣・6つの対策」を心がけましょう。



火災から身を守るためのポイント



1 火を出さない

火災を未然に防止するためには、安全装置が付いた調理器具や暖房器具を使用することが有効です。

2 早く知る

火災を早期に発見するために、寝室や台所に住宅用火災警報器を取り付けておけば、火災をいち早く発見し、就寝中でも警報音等で火災の発生を知ることができます。

3 火を広げない

火災の拡大を防止するためには、着火物となるカーテンや寝具類などに燃えにくい防災品を使用することが有効です。

4 早く消す

火災を初期の段階で早く消すためには、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具、さらに火災による熱を感知して自動的に放水する住宅用スプリンクラー設備などを設置すると効果的です。

住宅用防災機器等の設置例

